

# さくらの里・通所介護事業運営規程

社会福祉法人心の会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心の会が設置運営するさくらの里（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した快適な日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、及び機能訓練、その他の援助を行う。また、要介護者等が心身ともに活発な生活を送ることができるよう、趣味活動、その他の支援を行い、同時に多様な日常生活を通した生活リハビリ支援を行うことにより、自立生活支援を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、及びデイサービスに使用する機能訓練室と食堂の面積は、次のとおりとする。

- ① 名称 さくらの里
- ② 所在地 横須賀市小矢部四丁目19番4号
- ③ 機能訓練室と食堂の面積合計 111.01㎡

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(令和7年4月1日現在)

- ① 管理者 常勤・兼務 1名  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 常勤・兼務 3名  
生活相談員は、利用者の相談援助の業務にあたり、適切なサービスが提供されるよう通所介護計画作成の補助を行うとともに、関係諸機関との連絡、調整を行う。
- ③ 看護職員 非常勤・兼務 1名以上  
看護職員は、利用者の心身の状況等を把握し、健康管理やその他必要な業務の提供にあたる。
- ④ 介護職員 常勤・兼務 3名  
非常勤・兼務 7名  
介護職員は、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術を持って指定通所介護の提供にあたる。
- ⑤ 機能訓練指導員 非常勤・専従 1名（作業療法士）  
非常勤・兼務 1名以上（看護師）  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、助言を行う。
- ⑥ 運転手 非常勤・兼務 7名  
運転職員は、利用者の送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日まで週5日を営業日とする。  
祝日も営業する。  
ただし12月30日から1月3日までは休業日とする。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。  
サービス提供時間  
10時00分から16時00分までとする。(6時間以上7時間未満)

(利用定員)

第6条 利用定員は、指定通所介護と介護予防通所介護相当サービスを合わせて35名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴介助
- ② 食事提供・食事介助
- ③ 送迎
- ④ 機能訓練
- ⑤ 相談援助
- ⑥ 趣味活動
- ⑦ 自立生活支援

(通所介護の利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 利用料は次表の通りとする。(令和6年6月1日現在)

基本利用料

| 通所介護サービス             | 単位数                                                     | 利用者負担金<br>(1割) | 利用者負担金<br>(2割) | 利用者負担金<br>(3割) |
|----------------------|---------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 要介護1                 | 584単位                                                   | 616円           | 1,231円         | 1,847円         |
| 要介護2                 | 689単位                                                   | 727円           | 1,453円         | 2,179円         |
| 要介護3                 | 796単位                                                   | 839円           | 1,678円         | 2,517円         |
| 要介護4                 | 901単位                                                   | 950円           | 1,900円         | 2,849円         |
| 要介護5                 | 1,008単位                                                 | 1,063円         | 2,125円         | 3,188円         |
| 入浴介助加算(Ⅰ)            | 40単位                                                    | 43円            | 85円            | 127円           |
| サービス提供体制<br>強化加算(Ⅰ)  | 22単位                                                    | 24円            | 47円            | 70円            |
|                      | 介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上                        |                |                |                |
| 個別機能訓練加算<br>(Ⅰ)イ     | 56単位                                                    | 59円            | 118円           | 177円           |
|                      | 生活機能向上を目的とし、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行う<br>実施日：火曜日、水曜日、木曜日、金曜日 |                |                |                |
| 個別機能訓練加算<br>(Ⅱ)【月単位】 | 20単位/月                                                  | 21円/月          | 42円/月          | 63円/月          |
|                      | 個別機能訓練計画書等を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている                       |                |                |                |
| 科学的介護推進体             | 40単位/月                                                  | 43円/月          | 85円/月          | 127円/月         |

|                |                                                     |         |      |      |
|----------------|-----------------------------------------------------|---------|------|------|
| 制加算【月単位】       | 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している |         |      |      |
| 若年性認知症利用者受入加算  | 60単位                                                | 64円     | 127円 | 190円 |
|                | 65歳未満の認知症の方が対象                                      |         |      |      |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 算定した単位数の9.2%に相当する単位を加算                              |         |      |      |
| 別途利用料金（保険外）    |                                                     |         |      |      |
| 食事費            | 900円                                                | 趣味活動費   | 実費   |      |
| オムツ代           | 実費                                                  | 外出行事参加費 | 実費   |      |

3 1単位数＝10.54円で計算する。

4 2項の別途利用料金を徴収する場合は、事前に利用者又は家族に説明して同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は横須賀市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、従業者の案内に従ってサービス提供を受けるものとする。

2 従業者は、事前に利用者に対して、下記の点に留意するように案内を行うものとする。

① 主治医からの指示事項等がある場合には申し出る。

② 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

3 下記の場合サービス提供を中止することがあることとする。

① 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合。

② 台風、洪水、大雪、地震等の天災、及び道路の不通や停電を伴うような大きな事故が起きた際に、利用者宅への送迎が不可能な場合。

（業務継続計画の策定）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（災害対策）

第12条 指定通所介護を提供中に発生した災害に対応するため、下記の対策を定める。

① 防災計画を定め、組織的に災害時の対策を行う。

② 防火管理者を定める。

③ 関係法規に則った防災設備（消火器、火災探知機、自動通報設備等）を整備し、関係法規に定められた点検を行う。

④ 年に2回避難訓練を行う。

⑤ 非常食等の災害時に備えた物資を備蓄する。

（衛生管理）

第13条 指定通所介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症の発生、及びまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ③ 事業所は従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(個人情報の保護、秘密保持等)

- 第14条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情・相談処理)

- 第15条 利用者及びその家族からの苦情・相談に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時の対応)

- 第16条 指定通所介護を実施中に利用者の健康状態が急変した場合は、ご家族との事前相談によって定めた手順に従いご家族に連絡し、ご家族の指示を受けるとする。
- 2 指定通所介護を実施中に利用者の健康状態が急変した場合は、事業所の判断で医療機関搬送して診断を受けることがあることとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 前項の事故状況及び事故に際してとった処置については、記録するものとする。

(虐待防止)

- 第18条 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業者は指定通所介護の提供に当たり、事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続き)

- 第19条 事業所は指定通所介護の提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す

るため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その方法、場所、時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由等を記録するものとする。

（損害賠償）

第20条 利用者に対する指定通所介護の提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

（職員研修）

第21条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ② 継続研修  | 年2回      |
| ③ 入浴研修  | 年1回      |

（ハラスメント対策）

第22条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第23条 事業所は指定通所介護に関する記録を整備し、その記録をサービス提供完了後5年間は適正に保管するものとする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人心の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和7年 4月1日より施行する。

- |       |         |
|-------|---------|
| 平成12年 | 4月1日制定  |
| 平成12年 | 6月1日改定  |
| 平成13年 | 6月1日改定  |
| 平成14年 | 1月1日改定  |
| 平成15年 | 1月1日改定  |
| 平成15年 | 4月1日改定  |
| 平成16年 | 9月1日改定  |
| 平成17年 | 10月1日改定 |
| 平成18年 | 4月1日改定  |
| 平成19年 | 12月1日改定 |
| 平成21年 | 5月1日改定  |
| 平成24年 | 4月1日改定  |
| 平成25年 | 4月1日改定  |
| 平成26年 | 2月1日改定  |

平成27年 4月1日改定  
平成28年 4月1日改定  
平成28年 9月1日改定  
平成29年 4月1日改定  
平成30年 4月1日改定  
平成30年10月1日改定  
令和 元年10月1日改定  
令和 3年 4月1日改定  
令和 3年 5月1日改定  
令和 3年10月1日改定  
令和 4年10月1日改定  
令和 6年 4月1日改定  
令和 6年11月1日改定  
令和 7年 4月1日改定